

# 記入例

## 日本人同士の協議離婚届

### <必要書類>

#### ① 離婚届 3 通

(婚姻前の氏にもどる者が婚姻中の本籍地の市区町村と異なる市区町村に新本籍を設けるときは4通)

#### ② 戸籍謄本 2 通

(内一通はコピーでも可)

### (注意事項)

(1) 訂正をする場合は、訂正箇所を棒線で消去し、訂正印(拇印)を押して下さい。修正液、修正テープはご使用にならないようお願い致します。

(2) 印鑑をお持ちで無い場合は、拇印(右手親指)を押して下さい。

## 離婚届

平成 24 年 3 月 15 日 届出

在モントリオール日本国

大使館  
総領事

|             |      |
|-------------|------|
| 受理 平成 年 月 日 |      |
| 第 号         |      |
| 送付 平成 年 月 日 |      |
| 第 号         |      |
| 書類調査        | 戸籍記載 |
| 記載調査        | 調査票  |
| 附 票         | 住民票  |
| 通知          |      |



|      |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                              |
|------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| (1)  | (よみかた) 氏 名                                                 | 夫 やまだ つとむ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 妻 やまだ よしこ                                                    |
|      | 氏 名                                                        | 山田 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 山田 良子                                                        |
| (2)  | 生 年 月 日                                                    | 昭和 62 年 3 月 13 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 昭和 63 年 1 月 1 日                                              |
|      | 住 所                                                        | カナダ国ケベック州モントリオール市ベルダン区<br>メルローズ通り 300 番地 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | カナダ国ケベック州モントリオール市<br>ビール通り 1550 番地 105 号                     |
| (3)  | 本 籍                                                        | 東京都台東区上野桜木町 1 丁目 32 番地 番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                              |
|      | (夫または妻が外国人のときはその国籍)                                        | 筆頭者の氏名 山田務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ( <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻) の国籍 |
| (4)  | 父 母 の 氏 名<br>父 母 と の 続 き 柄                                 | 夫の父 山田幸雄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 妻の父 外務三郎                                                     |
|      | ( <input type="checkbox"/> 妻の父は、その姓の欄に書いてください)             | 母 松子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 母 幸子                                                         |
| (5)  | 離 婚 の 種 別                                                  | <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 和解                                  |
|      | ( <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判) | 年 月 日成立                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 年 月 日成立                                                      |
| (6)  | 婚 姻 前 の 氏 に もどる者の本籍                                        | <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                              |
|      |                                                            | <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                              |
| (7)  | 未 成 年 の 子 の 氏 名                                            | 夫が親権を行う子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 妻が親権を行う子 山田大介                                                |
|      | 同 居 の 期 間                                                  | 2009 年 5 月 から 2012 年 2 月 まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                              |
| (8)  | 別居する前の住所                                                   | カナダ国ケベック州モントリオール市ベルダン区メルローズ通り 300 番地 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                              |
|      | 別居する前の世帯のおもな仕事                                             | <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br><input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br><input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br><input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br><input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br><input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 |                                                              |
| (9)  | 夫 妻 の 職 業                                                  | 夫の職業 事務職                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 妻の職業 無職                                                      |
|      | そ の 他                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                              |
| (10) | 届 出 人                                                      | 夫 山田幸雄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 妻 山田良子                                                       |
|      | 事件簿番号                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                              |

(届出人の連絡先及び電話番号

1-514-123-5589

)

| 証 人 (日本法による協議離婚のときだけ必要です) |                                               |                                         |
|---------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 署 押                       | 名 印                                           | ハリス、サブリーナ<br>Sabrina Harris 印           |
| 生 年 月 日                   | 昭和 60 年 11 月 25 日                             | 1982 年 12 月 31 日                        |
| 住 所                       | カナダ国ケベック州モントリオール市サロラン区<br>コヴァーチ通り 2500 番地 番 号 | カナダ国ケベック州モントリオール市<br>サロラン通り 1159 番地 番 号 |
| 本 籍                       | 東京都杉並区清水町<br>1 丁目 5 2 番地 番                    | カナダ国<br>番地 番                            |

### 記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。  
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。
- ☐にあってはまるものに☒のようにしるしをつけてください。
- 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書を送って出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書を添えて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書2通(復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるときは、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
- 戸籍謄本2通(うち1通はコピーでもよい)が必要です。あらかじめ用意してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の☐にあってはまるものにしるしをつけてください。

- (面会交流)
- ☒取決めをしている。
  - ☐まだ決めていない。
- (養育費の分担)
- ☒取決めをしている。
  - ☐まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。